

注文書（建設業法第19条の3準拠）

（建設業法第19条 / 第19条の2 / 第19条の3に基づく書面）

本注文書は、建設業法第19条第1項に基づき建設工事の請負契約の当事者が締結時に交付する書面、または建設業法第19条の3に基づく「請負契約の原則（不当に低い請負代金の禁止等）」に準拠した工事注文書です。第19条の3は不当な経済的圧迫の禁止・対等な立場での契約締結を求めています。2025年12月12日施行の改正により、通常必要な原価を下回る契約の禁止（第19条の3）及び通常必要な期間より著しく短い工期での契約の禁止（第19条の5）は、注文者だけでなく受注者自身にも適用されるようになりました。

1. 注文者・受注者

注文者 商号	
注文者 代表者	印
注文者 所在地	
注文者 担当者・連絡先	
受注者 商号	
受注者 代表者	印
受注者 所在地	
受注者 建設業許可番号	国土交通大臣・〇〇知事 許可（般・特- ）第 号
受注者 担当者・連絡先	
発行日	令和 年 月 日
注文 No	

2. 工事の種別（該当に○）

工事種別	選択	備考
新築工事	☐ 該当	
増改築・リフォーム工事	☐ 該当	
解体工事	☐ 該当	
外構・造園工事	☐ 該当	

設備工事（電気・水道・空調）	☐ 該当	
改修・修繕工事	☐ 該当	

3. 工事内容（建設業法第19条第1項第1号）

工事名称	
工事場所	
工事内容（仕様書・設計図書）	別添のとおり
施工範囲	
使用資材の主要なもの	
注文者の支給材料・貸与建設機械	☐ あり（別紙） ☐ なし

4. 工期・着工・完成（第19条第1項第3号）

着工予定日	令和 年 月 日
完成予定日	令和 年 月 日
引渡予定日	令和 年 月 日
施工しない日・時間帯	☐ なし ☐ あり（ ）
天候・不可抗力の取扱い	工期の延長協議

5. 請負代金・支払条件（第19条第1項第2号・第5号）

請負代金（税抜）	金 円
消費税及び地方消費税	金 円（10%）
請負代金（税込）	金 円
前払金	金 円（ % ）／契約後 日以内
中間金（出来高払）	出来高 %毎・月 回・該当なし
完成時残金	金 円／完成検査合格後 日以内

支払方法	☐ 銀行振込 ☐ 現金 ☐ 手形（日サイト）
振込先	銀行 支店 普通 口座 名義
インボイス登録番号	T0000000000000（13桁）
印紙税（請負契約書）	別途貼付・割印

6. 検査・引渡し（第19条第1項第11号・第12号）

検査の時期	完成日から 日以内に注文者が検査
検査の方法	☐ 現場立会い ☐ 書面 ☐ 併用
検査不合格の処置	受注者の責任において補修・再検査
引渡しの時期	検査合格後 日以内
引渡しの方法	☐ 現場引渡 ☐ 書面引渡 ☐ 併用

7. 設計変更・工期変更・価格変動（第19条第1項第6号・第8号）

設計変更の手続	書面による双方合意
工期変更の手続	書面による双方合意
追加・変更工事代金	別紙積算・覚書による
中止・延期時の損害負担	別途協議
価格等の変動に基づく変更（第8号）	主要資材の価格・労務費が契約時から %以上変動したときは、甲乙協議のうえ工事内容または請負代金の額を変更する（変更額の算定方法：別紙積算による）

8. 瑕疵担保責任・契約不適合責任（第19条第1項第13号）

瑕疵（契約不適合）責任の期間	引渡日から 年（住宅は最低10年・新築木造2年等）
追完請求	受注者は引渡後の不適合について追完義務を負う
代金減額請求	民法改正による
解除・損害賠償	民法改正による
保証保険・供託	☐ 瑕疵担保保険 ☐ 供託 ☐ なし

9. 不可抗力・損害負担（第 19 条第 1 項第 7 号・第 9 号）

不可抗力による損害	受注者と注文者で協議の上負担
第三者損害賠償	受注者が善管注意義務違反の場合は受注者負担
工事保険	☐ 請負業者賠償責任保険 ☐ 建設工事保険

10. 遅延損害金・違約金（第 19 条第 1 項第 14 号）

注文者の支払遅延損害金	年 %（年 14.6%を超えない範囲）
受注者の工事遅延違約金	契約代金の日額 %
債務不履行解除	相当期間の催告→解除可

11. 紛争解決（第 19 条第 1 項第 15 号）

管轄裁判所	〇〇地方裁判所を第一審の専属管轄
建設工事紛争審査会	中央/都道府県建設工事紛争審査会のあっせん・調停・仲裁
準拠法	日本法

12. 特約事項（第 19 条の 3・第 19 条の 5 対応）

不当に低い請負代金の禁止	本契約代金は、通常必要と認められる原価に満たない金額を強制するものではない。受注者自身も、通常必要と認められる原価に満たない金額で本契約を締結しない（建設業法第 19 条の 3 第 1 項・第 2 項）
著しく短い工期の禁止	本契約の工期は、通常必要と認められる期間に比して著しく短いものではない。注文者・受注者いずれも、通常必要な期間より著しく短い工期で本契約を締結しない（建設業法第 19 条の 5 第 1 項・第 2 項）
不当な使用資材等の購入強制の禁止	注文者は資材購入先を強制しない
反社会的勢力の排除	暴排 2 条構成・違反時は無催告解除
個人情報・秘密保持	工事に関する情報を第三者開示しない
その他国土交通省令で定める事項（第 19 条第 1 項第 16 号）	☐ 該当なし ☐ あり（ ）
特記事項	

13. 印紙税（軽減措置適用・令和9年3月31日まで）

建設工事の請負に関する契約書（第2号文書）は、令和9年3月31日まで作成分に軽減税率が適用される（国税庁 No.7108）。
下表は軽減後の税額。

契約代金区分	通常の印紙税額	軽減後の印紙税額
100万円以下	200円	200円（変更なし）
100万円超～200万円以下	400円	200円
200万円超～300万円以下	1,000円	500円
300万円超～500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超～1,000万円以下	1万円	5,000円
1,000万円超～5,000万円以下	2万円	1万円
5,000万円超～1億円以下	6万円	3万円
1億円超～5億円以下	10万円	6万円

出典: 国税庁 No.7108「不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の軽減措置」（2026-08-25 確認）

貼付位置	契約書原本左上に貼付・割印必須
------	-----------------

14. 押印・記名

本注文書の内容に合意し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

【注文者】

住所：

商号：

代表者： 印

【受注者】

住所：

商号：

建設業許可番号： （般・特- ）第 号

代表者： 印

※ 建設業法第19条/19条の2/19条の3 準拠 注文書 完全版